

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 9 月 16 日（金）第 346 号 の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火，金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定（社会福祉課取扱い） 1
- まあじに関する知事管理漁獲可能量の変更（水産振興課取扱い） 1
- 公共測量の実施（監理課取扱い） 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課取扱い） 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（北薩地域振興局取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談
支援の事業の廃止（北薩地域振興局取扱い） 3

公 告

- 令和 4 年度砂利採取業務主任者試験公告（商工政策課取扱い） 3
- 開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 4

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 直接請求の連署に必要な有権者の数（※）（選挙管理委員会取扱い） 4

公 安 委 員 会 公 告

- 警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告（生活安全企画課取扱い） 5

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 692 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

令和 4 年 9 月 16 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日	施術の種類
肥田未千代	和楽治療院 大島郡与論町麦屋 1876-2	令和 4 年 8 月 1 日	あん摩マッ サージ指圧
徳永翔	未来care整骨院伊集院Beauty&Balance 日置市伊集院町猪鹿倉一丁目 6 番地 1 エクセルコート K102	令和 4 年 8 月 8 日	柔道整復

鹿 児 島 県 告 示 第 693 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定により、まあじに関する令和 4 管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和 4 年 9 月 16 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

1 管理の対象となる期間

令和 4 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
5,100 トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分量
鹿児島県まき網まあじ漁業	2,910 トン
鹿児島県その他のまあじ漁業	現行水準

鹿児島県告示第 694 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、熊毛支庁長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 4 年 9 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（路線測量）
- 2 作業の期間 令和 4 年 9 月 5 日から令和 5 年 3 月 17 日まで
- 3 作業の地域 西之表市現和地内

鹿児島県告示第 695 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

令和 4 年 9 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域の名称	区	域
猪鹿倉 5 地区	次に掲げる標柱の 1 号から 16 号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の 1 号と 16 号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域	
	標柱	標柱の所在地
	1 号	日置市伊集院町猪鹿倉字柵木ヶ迫 300 番
	2 号	日置市伊集院町猪鹿倉字地藏免 189 番
	3 号	日置市伊集院町猪鹿倉字地藏免 193 番 1
	4 号 5 号 6 号 7 号	日置市伊集院町猪鹿倉字地藏免 182 番 5
	8 号	
	9 号	日置市伊集院町猪鹿倉字地藏免 181 番 13
	10 号	日置市伊集院町猪鹿倉字地藏免 191 番 7
	11 号	日置市伊集院町猪鹿倉字地藏免 191 番 8
	12 号	日置市伊集院町猪鹿倉字地藏免 191 番 10
	13 号	日置市伊集院町猪鹿倉字地藏免 191 番 3
	14 号	日置市伊集院町猪鹿倉字地藏免 184 番
	15 号	日置市伊集院町猪鹿倉字山王園 569 番 62
	16 号	日置市伊集院町猪鹿倉字山王園 569 番 50

北薩地域振興局告示第 11 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 4 年 9 月 16 日

北薩地域振興局長 橋木宏幸

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		

エガオの森	薩摩川内市百次町1778-34	株式会社ジョイアクト	鹿児島市薬師一丁目20番25号	豊釜 悦子	令和 4 年 9 月 1 日	放課後等 デイサー ビス
-------	-----------------	------------	-----------------	-------	-------------------	--------------------

北薩地域振興局告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、指定一般相談支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和 4 年 9 月 16 日

北薩地域振興局長 橋木宏幸

事業所		指定一般相談支援事業者			廃止年月日	地域相談支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイ支援センターみんなの力	出水市高尾野町下高尾野2216番地1	社会福祉法人黒潮会	出水市高尾野町下高尾野2216番地1	原 善根	令和 4 年 8 月 31 日	地域移行支援・地域定着支援

公 告

令和 4 年度砂利採取業務主任者試験公告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和 4 年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和 4 年 9 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 試験の期日
令和 4 年 11 月 11 日（金）午前 10 時から正午まで
- 2 試験の場所
鹿児島県社会福祉センター（鹿児島市鴨池新町 1 番 7 号）
- 3 試験科目
試験は、次に掲げる事項について筆記試験により行う。
(1) 砂利の採取に関する法令
(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 4 受験資格
制限はない。
- 5 試験手数料
8,100円
- 6 受験手続
(1) 提出書類等
ア 受験願書
イ 写真（出願前 6 月以内に撮影した脱帽正面上半身像の手札形のもので、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）
ウ 試験手数料（8,100円分の鹿児島県収入証紙を、受験願書の所定の欄に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。）
(2) 提出書類等の提出先
鹿児島県商工労働水産部商工政策課（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577）
なお、郵送の場合は、封筒の表面に「砂利採取業務主任者試験受験願書在中」と朱書きし、書留郵便とすること。
- 7 提出書類等の受付期間

令和 4 年 9 月 29 日（木）から同年 10 月 27 日（木）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、郵送の場合は、令和 4 年 10 月 27 日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（奄美市名瀬永田町 17 番 3 号 郵便番号 894-8501）において交付する。

なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、84 円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 合格者の発表

合格者に対し、合格証を郵送して行う。

10 その他

試験についての照会は、鹿児島県商工労働水産部商工政策課（電話 099-286-2111 内線 2933）又は鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（電話 0997-57-7215）に対して行うこと。

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 4 年 9 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

（2 工区）

西之表市現和字アラマキ田 9246 番，9249 番の一部，9250 番の一部，9252 番 1，9252 番 2 の一部及び 9255 番

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

東京都渋谷区東三丁目 14 番 16 号 K H O ビル 5 階

株式会社ゼウスプランニング

代表取締役 山中政幸

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第 64 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、令和 4 年 7 月 8 日鹿児島県選挙管理委員会告示第 54 号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

令和 4 年 9 月 16 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

左 欄	右 欄
地方自治法第 74 条第 1 項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金，使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数	26, 612
地方自治法第 75 条第 1 項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数	
地方自治法第 76 条第 1 項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1	266, 322

を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数, その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)	鹿児島市・鹿児島郡区	149,627
	鹿屋市・垂水市区	31,346
	枕崎市区	5,657
	阿久根市・出水郡区	8,247
	出水市区	14,345
	指宿市区	10,982
	西之表市・熊毛郡区	11,116
	薩摩川内市区	25,673
	日置市区	13,109
	曾於市区	9,645
	霧島市・始良郡区	36,686
	いちき串木野市区	7,579
	南さつま市区	9,200
	志布志市・曾於郡区	11,711
	奄美市区	13,278
	南九州市区	9,388
	伊佐市区	6,961
始良市区	21,357	
薩摩郡区	5,586	
肝属郡区	9,732	
大島郡区	16,013	
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	266,322	
地方自治法第86条第1項に基づく副知事, 選挙管理委員, 監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習(新規・追加取得講習)実施公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「新規取得講習」という。)及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「追加取得講習」という。)を次のとおり実施する。

令和4年9月16日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する警備業務
- 2 講習の種別及び実施期間
 - (1) 新規取得講習
令和 4 年 11 月 14 日（月）から同月 19 日（土）まで（講習時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）
 - (2) 追加取得講習
令和 4 年 11 月 17 日（木）から同月 19 日（土）まで（講習時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）
- 3 講習の実施場所
鹿児島県社会福祉センター（鹿児島市鴨池新町 1 番 7 号）
- 4 受講対象者
 - (1) 新規取得講習
受講申込日において、次のいずれかの条件に該当する者
 - ア 最近 5 年間に当該警備業務の区分（以下「1 号」という。）の警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
 - イ 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（1 号に係るものに限る。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
 - ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（1 号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
 - エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（1 号に係るものに限る。）に合格した者
 - オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（1 号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
 - (2) 追加取得講習
受講申込日において、1 号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で、次のいずれかの条件に該当するもの
 - ア 最近 5 年間に 1 号に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
 - イ 検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定（1 号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
 - ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（1 号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
 - エ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（1 号に係るものに限る。）に合格した者
 - オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（1 号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
- 5 受講定員
原則、受付先着順とし、各講習の受講申込みが定員に満たない場合、その人数を受け付ける。
 - (1) 新規取得講習
25 人

- (2) 追加取得講習
5 人
- 6 受講申込みの受付等
- (1) 受付の期間及び時間帯
- ア 期間
令和 4 年 9 月 27 日（火）から同月 30 日（金）まで
- イ 時間帯
午前 8 時 30 分から午後 4 時まで
- (2) 受付場所
- ア 鹿児島県内に住所を有する者等
受講者の住所地又は受講者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- イ 鹿児島県外に住所を有する者
鹿児島県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- (3) 提出書類
- ア 共通
講習規則別記様式第 1 号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前 6 か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ 4.2 センチメートル、横の長さ 3.6 センチメートル）1 枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1 通
- イ 新規取得講習
- (ア) 4 の(1)のアに該当する者
- a 1 号の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1 通
- b 履歴書 1 通
- (イ) 4 の(1)のイに該当する者
1 号の警備業務に係る 1 級検定合格証明書の写し 1 通
- (ウ) 4 の(1)のウに該当する者
- a 1 号の警備業務に係る 2 級検定合格証明書の写し 1 通
- b 警備業務従事証明書 1 通
- (エ) 4 の(1)のエに該当する者
1 号の警備業務に係る旧 1 級検定合格証の写し 1 通
- (オ) 4 の(1)のオに該当する者
- a 1 号の警備業務に係る旧 2 級検定合格証の写し 1 通
- b 警備業務従事証明書 1 通
- ウ 追加取得講習
- (ア) 4 の(2)のアに該当する者
- a 警備業務従事証明書 1 通
- b 履歴書 1 通
- c 1 号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1 通
- (イ) 4 の(2)のイに該当する者
- a 1 号の警備業務に係る 1 級検定合格証明書の写し 1 通
- b 1 号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1 通
- (ウ) 4 の(2)のウに該当する者
- a 1 号の警備業務に係る 2 級検定合格証明書の写し 1 通
- b 警備業務従事証明書 1 通
- c 1 号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1 通
- (エ) 4 の(2)のエに該当する者
- a 1 号の警備業務に係る旧 1 級検定合格証の写し 1 通
- b 1 号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1 通
- (オ) 4 の(2)のオに該当する者

- a 1号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (4) 申込方法
受講者本人が(2)の受付場所に直接持参して申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。
- (5) 講習手数料
講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。
なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。
- ア 新規取得講習
47,000円
- イ 追加取得講習
23,000円
- 7 その他
- (1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。
 - (2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して1号の警備業務に係る修了証明書を交付する。
 - (3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。
 - (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、講習を延期し、又は中止する場合がある。
- 8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
- (1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）
 - (2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会
電話番号 099-224-4490